



2025年2月7日

各位

会社名 共同印刷株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤森 康彰
(コード番号 7914 東証プライム市場)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 山田 麗子
(TEL 03-3817-2525)

株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更 ならびに株主優待制度の一部変更(拡充)に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更、ならびに株主優待制度の一部変更(拡充)を行なうことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割について

(1) 株式分割の目的

株式分割を行い投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を図ることを目的とするものです。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2025年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき4株の割合をもって分割いたします。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	8,370,000株
株式分割により増加する株式数	25,110,000株
株式分割後の発行済株式総数	33,480,000株
株式分割後の発行可能株式総数	144,320,000株

③分割の日程

基準日公告日	2025年3月14日(金曜日)
基準日	2025年3月31日(月曜日)

効力発生日 2025年4月1日（火曜日）

(3) その他

①資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

②2025年3月期の期末配当金

今回の株式分割は、2025年4月1日を効力発生日としておりますので、2025年3月31日を基準日とする2025年3月期の期末配当については、株式分割前の株式が対象となります。

③2025年3月31日基準日の株主優待（カレンダー、QUOカード）

今回の株式分割は、2025年4月1日を効力発生日としておりますので、2025年3月31日を基準日とする株主優待については、株式分割前の株式が対象となります。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2025年4月1日をもって当社の定款第6条の発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 変更の内容（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,608</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>14,432</u> 万株とする。

(3) 日程

定款変更の効力発生日 2025年4月1日（火曜日）

3. 株主優待制度の一部変更（拡充）について

(1) 変更の目的

株式分割に際して株主優待制度を拡充することにより、当社株式への投資の魅力を高め、より多くの株主さまに中長期的に保有していただくことを目的とするものです。

(2) 変更の内容

①カレンダー（毎年3月31日基準日）

2026年3月31日基準日より、次のとおり変更します。

【現行】

保有株式数	優待品の内容
100株以上（希望される方）	当社オリジナルカレンダー

【変更後】

保有株式数	優待品の内容
200株以上（希望される方）	当社オリジナルカレンダー

②QUOカード（毎年3月31日および9月30日基準日）

2025年9月30日基準日より、次のとおり変更します。

【現行】

保有株式数	優待品の内容
100株以上を 継続して6か月以上保有（注1）	当社オリジナルQUOカード1,000円相当
300株以上を 継続して6か月以上保有（注2）	当社オリジナルQUOカード3,000円相当

（注1）「100株以上を継続して6か月以上保有」とは、各基準日（3月31日および9月30日）現在の株主名簿に100株以上の保有記録が同一株主番号で2回以上連続している場合をいいます。

（注2）「300株以上を継続して6か月以上保有」とは、各基準日（3月31日および9月30日）現在の株主名簿に300株以上の保有記録が同一株主番号で2回以上連続している場合をいいます。

【変更後】

保有株式数	優待品の内容
200株以上を 継続して6か月以上保有（注1）	当社オリジナルQUOカード500円相当
400株以上を 継続して6か月以上保有（注2）	当社オリジナルQUOカード1,000円相当
1,000株以上を 継続して6か月以上保有（注3）	当社オリジナルQUOカード3,000円相当

- (注1) 「200株以上を継続して6か月以上保有」とは、各基準日（3月31日および9月30日）現在の株主名簿に200株以上の保有記録が同一株主番号で2回以上連続している場合をいいます。
- (注2) 「400株以上を継続して6か月以上保有」とは、各基準日（3月31日および9月30日）現在の株主名簿に400株以上の保有記録が同一株主番号で2回以上連続している場合をいいます。
- (注3) 「1,000株以上を継続して6か月以上保有」とは、各基準日（3月31日および9月30日）現在の株主名簿に1,000株以上の保有記録が同一株主番号で2回以上連続している場合をいいます。

※2025年9月30日基準日において継続保有要件の判定に用いる2025年3月31日の保有株式数については、2025年3月31日時点で株式分割が行われていたものと仮定として取り扱います。（例えば、2025年3月31日時点で100株を保有していた場合、株式分割後の400株を保有していたものとみなして判定します。）

以上